松本都市計画用途地域の変更（松本市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種　　類	面　　積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備　考
第一種低層住居専用地域	約　26　ha	6/10 以下	4/10 以下			10 m	0.6%
	約　479　ha	8/10 以下	5/10 以下			10 m	11.9%
小　　計	約　505　ha						12.5%
第二種低層住居専用地域	約　3.7　ha	8/10 以下	5/10 以下			10 m	0.1%
	約　27　ha	10/10 以下	6/10 以下			10 m	0.7%
小　　計	約　31　ha						0.8%
第一種中高層住居専用地域	約　681　ha	20/10 以下	6/10 以下				16.9%
第二種中高層住居専用地域	約　229　ha	20/10 以下	6/10 以下				5.7%
第一種住居地域	約　900　ha	20/10 以下	6/10 以下				22.3%
第二種住居地域	約　401　ha	20/10 以下	6/10 以下				9.9%
準住居地域	約　30　ha	20/10 以下	6/10 以下				0.7%
近隣商業地域	約　13　ha	20/10 以下	7/10 以下				0.3%
	約　34　ha	20/10 以下	8/10 以下				0.8%
	約　67　ha	30/10 以下	8/10 以下				1.7%
小　　計	約　114　ha						2.8%
商業地域	約　113　ha	40/10 以下	8/10 以下				2.8%
	約　54　ha	50/10 以下	8/10 以下				1.3%
小　　計	約　167　ha						4.1%
準工業地域	約　576　ha	20/10 以下	6/10 以下				14.3%
工業地域	約　163　ha	20/10 以下	6/10 以下				4.0%
工業専用地域	約　243　ha	20/10 以下	6/10 以下				5.9%
合　　計	4,040　ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

構成比は小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

理　由

本都市計画区域の健全な発展と秩序ある都市づくりを進めるため、用途地域を変更し、合理的な土地利用を図るものである。